

## 糸田町町民提案型事業補助金交付要綱

令和4年4月1日要綱第7号

令和4年9月20日要綱第32号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、第5次糸田町総合計画後期基本計画に基づき協働によるまちづくりを推進するため、地域住民の目線でのまちづくりや地域の課題解決に向けた自主的な取組である提案型の事業に要する経費の補助に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助の対象者)

第2条 糸田町町民提案型事業補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる者（以下「補助対象団体」という。）は、町内を主な活動の範囲とする事業者及び町民活動団体等（以下「活動団体」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (1) 5人以上で構成されていること。
- (2) 代表者が明らかであり、活動団体の設置の趣旨及び活動目的が定められた規約又は会則等を備え、予算及び決算等の会計処理が明確であること。
- (3) 構成員の半数以上が町内に在住、在勤又は在学していること。
- (4) 糸田町に活動拠点を有し、かつ、主たる活動区域が町内にあること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する団体は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）を構成員に含む団体及び次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体。
  - ア 暴力団員が実質的に運営しているもの。
  - イ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し又は使用しているもの。
  - ウ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益または便宜を供与しているもの。
- (2) 営利を目的とする団体。
- (3) 宗教的活動や政治的活動を主たる目的として設置された団体。
- (4) 法令又は公序良俗に反すると認められる団体。
- (5) その他町長が適当でないと認める団体。

### (補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、福祉や環境等の地域活性化に寄与する事業であり、次の各号に該当するものとする。

- (1) 糸田町で実施され、まちづくりへの住民参加の促進に資するもの。
- (2) 活動団体が事業の企画及び運営を行うもの。
- (3) 年度内に完了するもの。

2 前項の規定にかかわらず、いずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

- (1) 構成員の親睦又は趣味的な活動を目的とするもの。
- (2) 法令又は公序良俗に反するもの。
- (3) 主として営利その他の私的な利益を目的とするもの。
- (4) 事業効果が特定の個人又は団体のみに帰属するもの。
- (5) 宗教的活動や政治的活動、売名を目的とするもの。
- (6) 反社会的な活動を行う団体と関係があるもの。
- (7) 申請を行った年度内に事業が完了しない又は交付決定の前に着手したもの。
- (8) この補助金以外の補助等を受けているもの。
- (9) その他町長が適当でないと認めるもの。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、別表第1に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は補助対象経費から除くものとする。

- (1) 飲食費等慰労、懇親及び交際を目的とした経費
- (2) 商品券等の金券の購入代金
- (3) 記念品等の購入経費
- (4) 敷金又は礼金等を含む家賃
- (5) 土地の取得、造成又は補償に関する経費
- (6) 建物の建築及び増改築等に係る経費
- (7) 備品購入費
- (8) 団体の経常的な活動に要する経費
- (9) 団体の構成員に対する謝礼、人件費及び旅費
- (10) 領収書等により用途を明確に証明することができない経費
- (11) 補助対象事業の実施に直接的に関連しない経費
- (12) その他町長が適当でないと認める経費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象事業で得た収入を控除した額に3分の2を乗じて得た額とし、10万円を上限する。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 補助金の交付は、補助対象団体につき各年度1件を限度とする。
- 3 補助金は予算の範囲内において交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、糸田町町民提案型事業補助金交付申請書(様式第1号)と次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体の規約又は会則
- (4) 団体概要書
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助対象事業の審査)

第7条 町長は、前条の規定による申請に係る補助対象事業の審査をするため、糸田町町民提案型事業補助金審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会は次に掲げる職にあたる者を構成員とする。

- (1) 総務課長
- (2) 防災管財課長
- (3) 教務課長
- (4) 建築課長
- (5) 地域振興課長
- (6) 土木課長
- (7) 税務町民課長
- (8) 健康福祉課長
- (9) 子育て支援課長
- (10) 人権推進課長
- (11) 議会事務局長
- (12) 町立病院事務長
- (13) 田川広域水道企業団糸田町水道事務所長

3 審査委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の申請内容の審査に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、調整が必要な事項に関すること。

(補助金の交付決定等)

第8条 町長は、前条の規定により、適当と認めるときは補助金の交付を、又は適当でないとして認めるときは補助金の不交付を決定するものとする。ただし、適当と認められた補助対象事業に対する補助額の合計が予算の範囲を超える場合は、抽選会を開き、抽選会により補助対象事業を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定による決定事項を、糸田町町民提案型事業補助金(交付・不交付)

決定通知書（様式第2号）により補助対象団体に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第9条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、糸田町町民提案型事業計画（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を、あらかじめ町長に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。また、前条で決定した補助金の額を増額する内容の変更を申請することはできない。

- （1） 補助金の交付決定を受けた事業（以下、「補助事業」という。）を変更しようとするとき。
- （2） 補助事業を中止しようとするとき。
- （3） 補助事業を廃止しようとするとき。

2 町長は、前項の規定による申請を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは申請の承認を、又は適当でないとして認めるときは申請の不承認を決定し、糸田町町民提案型事業計画（変更・中止・廃止）承認・不承認決定通知書（様式第4号）を申請団体に通知するものとする。なお、必要に応じて審査委員会を開くことができる。

（実績報告）

第10条 補助団体は、補助事業が完了（補助事業の中止又は廃止を含む。以下同じ。）したときは、完了した日の翌日から起算して30日以内又は補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、糸田町町民提案型事業補助金実施報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） 補助事業実施結果報告書
- （2） 収支決算書
- （3） 領収証（支出の確認ができるものとする。）
- （4） 事業の実施が確認できる写真
- （5） その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条に規定する書類を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助団体に対し糸田町町民提案型事業補助金交付額確定通知（様式第6号）により、補助金の交付額の確定額を当該補助団体に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 12 条 補助団体が補助金を請求するときは、前条に規定する通知を受け取った後に、速やかに糸田町町民提案型事業補助金（概算払）請求書（様式第 7 号）を、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助団体に町の定める支払日に補助金を交付するものとする。ただし、支払い先は補助団体名義の口座に限る。

（補助金の概算交付）

第 13 条 前条の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めるときは、第 8 条の規定に基づく交付決定を行った後において、補助金の全部又は一部を概算で交付することができる。

- 2 前項の規定に基づく補助金の概算交付を受けようとする補助団体は、糸田町町民提案型事業補助金（概算払）請求書（様式第 7 号）を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による概算払請求を受けたときは、前条第 2 項の規定を準用する。

（交付決定の取消し）

第 14 条 町長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第 8 条の規定に基づく交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) この要綱又は補助金交付の条件に違反したとき。
  - (2) この要綱に基づき町長に提出した書類に虚偽の記載があったとき。
  - (3) 申請内容を大きく逸脱して補助事業を実施したとき。
  - (4) 補助金を交付の目的以外のものに使用したとき。
  - (5) 事業を中止又は廃止したとき。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、不正な行為があったとき。
- 2 町長は、前項の規定に基づく取消しを決定したときは、糸田町町民提案型事業補助金交付決定（全部・一部）取消通知書（様式第 8 号）により、当該団体に通知しなければならない。

（補助金の返還）

第 15 条 町長は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、当該補助団体に対し、糸田町町民提案型事業補助金返還請求書（様式第 9 号）により期限を定めてその返還を命じるものとする。

- 2 町長は、補助団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該補助団体に対し、糸田町町民提案型事業補助金返還請求書（様式第 9 号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(関係書類の整理等)

第 16 条 補助団体は、その事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及びその証拠書類を整理し、補助事業終了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この失効後もなお、その効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 9 月 20 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

区分	主なもの
報償費	講師、イベント出演団体謝礼等
需用費	消耗品費、印刷製本費
役員費	通信運搬費、広告費、手数料、保険料等
委託料	会場設営委託料、警備委託料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機械機器等の借上料
原材料費	諸材料費
その他の経費	町長が特に必要と認める経費

様式第 1 号 (第 6 条関係)

年 月 日

糸田町長 様

団 体 名  
所 在 地  
代 表 者 名  
連 絡 先

### 糸田町町民提案型事業補助金交付申請書

糸田町町民提案型事業補助金に係る事業を実施したいので、糸田町町民提案型事業補助金交付要綱第6条の規程に基づき、補助金の交付を申請します。

なお、この補助金に関して、町に提出する申請書、報告書等関係書類の一切については、公開を原則とすることを承認するとともに、次のことを誓約いたします。

- (1) 補助対象団体に該当すること及び補助金対象事業に該当すること。
- (2) 申請書及び関係書類に記載した事項は事実と相違ないこと。
- (3) 申請事業が補助金の交付を受けた場合には、責任をもって遂行すること。
- (4) 糸田町町民提案型事業補助金交付要綱及び関係法令を遵守すること。

### 記

- 1 補助事業名 \_\_\_\_\_
- 2 補助金申請額 \_\_\_\_\_
- 3 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) 団体の規約又は会則
  - (4) 団体概要書
  - (5) その他町長が必要と認める書類

以上

第 号  
年 月 日

様

糸田町長

糸田町町民提案型事業補助金（交付・不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のありました糸田町町民提案型事業補助金  
について、次のとおり交付（不交付）決定したので通知します。

記

1 交付

（1）補助事業名

（2）補助決定額

（3）事業概要

2 不交付

（理由）

以上

年 月 日

糸田町長 様

団 体 名  
所 在 地  
代 表 者 名  
連 絡 先

糸田町町民提案型事業計画（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった糸田町町民提案型事業補助金について、提出書類に変更が生じたので、次のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 変更内容

※変更の内容が分かる書類を添えて提出してください。

以上

様式第4号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

糸田町長

糸田町町民提案型事業計画（変更・中止・廃止）承認・不承認決定通知書

年 月 日付で申請のありました糸田町町民提案型事業計画  
（変更・中止・廃止）承認申請について、次のとおり承認（不承認）決定したの  
で通知します。

記

1 承認  
（変更内容）

2 不承認  
（理由）

以上

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

糸田町長 様

団 体 名  
所 在 地  
代 表 者 名  
連 絡 先

糸田町町民提案型事業補助金実施報告書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった糸田町町民提案型事業補助金について、事業が完了したので次のとおり報告します。

記

1 補助事業名

2 補助事業の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 補助事業の実施状況

- (1) 補助事業実施結果報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収証（支出の確認ができるものとする。）
- (4) 事業の実施が確認できる写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

4 補助金の交付決定額と精算額

- (1) 補助金の交付決定額 \_\_\_\_\_
- (2) 補助金の精算額 \_\_\_\_\_

以上

第 号  
年 月 日

様

糸田町長

糸田町町民提案型事業補助金交付額確定通知

年 月 日付で申請のありました糸田町町民提案型事業補助金にかか  
る実施報告書に基づき、次のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金の確定額
- 3 特記事項

以上

年 月 日

糸田町長 様

団 体 名  
所 在 地  
代 表 者 名  
連 絡 先

印

糸田町町民提案型事業補助金（概算払）請求書

年 月 日付 第 号で（交付決定・確定通知）のあつた糸田町町民提案型事業補助金について、次のとおり請求します。

記

- 1 補助事業名
- 2 交付（決定・確定）額
- 3 既請求額
- 4 今回の請求額
- 5 残額
- 6 特記事項

以上

第 号  
年 月 日

様

糸田町長

糸田町町民提案型事業補助金交付決定（全部・一部）取消通知書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった糸田町町民提案型事業補助金について、次のとおり（全部・一部）取消を決定したので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 理由

以上

第 号  
年 月 日

様

糸田町長

糸田町町民提案型事業補助金返還請求書

年 月 日付で糸田町町民提案型事業補助金について、次のとおり返還を命じます。

記

- 1 補助事業名
- 2 返還額
- 3 返還期限
- 4 返還理由

以上